nimoca JCBカード会員特約

第１条（名称）

本カードは、株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下、「JCB」という。）と株式会社ニモカ（以下、「ニモカ」という。）が提携して発行するものでnimoca JCBカード（以下、「本カード」という。）と称します。

第２条（会員）

1. 本特約および別途JCBの定める「JCB会員規約」・「nimoca JCBカードエンボスレスカード会員特約」およびニモカの定める「nimoca取扱規則」・「クレジットnimoca特約」・「nimocaポイントサービス規則」（以下、総称して「会員規約等」という。）を承認のうえ入会を申し込み、JCBおよびニモカ（以下、「両社」という。）が認めた方を会員（以下、「会員」という。）とし、両社が本カードを貸与します。
2. 会員は、会員規約等の定めにかかわらず会員は本会員のみとし、家族会員を設けることができないことにあらかじめ同意するものとします。

第３条（年会費）

会員は、両社に対して両社が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第４条（提供サービスと利用）

1. ニモカ（本条においてはニモカが提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、ニモカが書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が両社の定める会員規約等または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、またはJCBもしくはニモカが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. ニモカが必要と認めた場合には、ニモカはサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、ニモカが提供するサービスを受ける場合、ニモカ所定の方法により利用するものとします。

第５条（カードの有効期限）

1. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
2. 会員は、前項により新たな有効期限のカードが発行された場合には、クレジットnimoca特約に従いニモカ所定の手続きを行うものとします。

第６条（再発行）

1. 会員は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由によりカードの再発行を希望する場合は、両社が定める方法により各々にその旨を申し出るものとし、両社は審査のうえ原則再発行するものとします。なお、合理的な理由がある場合にはカードが再発行されない場合があります。
2. 会員は、前項によりカードが再発行された場合には、クレジットnimoca特約に従いニモカ所定の手続きを行うものとします。

第７条（届出事項の共有）

会員が、JCBまたはニモカに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、JCBまたはニモカの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第８条（利用内容の共有）

会員は、ニモカが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第９条（会員資格の喪失）

会員がJCB会員資格またはニモカ会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第１０条（会員規約等と本特約の関係）

本特約に定めのない事項については会員規約等が適用されるものとします。

（TK057405・20141001）

---

nimoca JCBカード　エンボスレスカード会員特約

第１条（エンボスレスカード）

エンボスレスカードとは、カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス（カードに施された凹凸による刻印をいいます。）加工以外の手法によって印字され、かつカード表面に「electronic use only」（当該カードが電子端末専用であることを意味します。）などのご利用範囲についての注記が印字されたクレジットカードをいいます。

第２条（インプリンター加盟店）

インプリンター加盟店とは、カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械（以下「インプリンター」という。）を利用して、売上票に印字を行う加盟店をいいます。

第３条（インプリンター加盟店における利用制限）

会員は、エンボスレスカードをインプリンター加盟店で利用することはできません。

第４条（金融機関等における利用制限）

会員は、金融機関等（海外を含む）においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等ではエンボスレスカードでキャッシングサービスを利用することはできません。

第５条（適用関係）

本特約は、JCB会員規約（以下「会員規約」という。）に対する特約であり、会員規約と重複する条項については本特約を優先することとします。

（TK057400・20080306）

---

nimoca取扱規則（抜粋版）

第１章 総　　則

第１条（目的）

この規則は、株式会社ニモカ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「nimocaカード」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

第２条（適用範囲）

nimocaカードにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。

2. nimoca交通事業者における、nimocaカードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」という。）としての使用については、本規則ならびにnimoca交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
3. nimoca加盟店における、商品・サービス等の決済手段としてのnimocaカードの使用（以下「電子マネー取引」という。）については、nimoca電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
4. nimoca交通事業者およびnimoca加盟店におけるnimocaポイントサービスにかかわる取扱いについては、nimocaポイントサービス規則の定めるところによる。

5.この規則が改定された場合、以後のnimocaカードにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
6.この規則およびこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。
7.この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

第３条（nimocaカードの種類）

当社が発行するnimocaカードの種類は、以下の各号に定めるところによる。
(1)「nimoca」…会員登録を行っていない者の利用に供するnimocaカード
(2)「スター nimoca」…スター nimoca特約にもとづく会員登録手続きを行った者の利用に供するnimocaカード
(3)「クレジットnimoca」…クレジットnimoca特約および提携クレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約等にもとづいて発行される、クレジット機能を搭載したnimocaカード
(4)「デビットnimoca」…クレジットnimoca特約および提携クレジットカード会社が定めるデビットカード会員規約等にもとづいて発行される、デビット機能を搭載したnimocaカード

2.nimocaカードには定期乗車券の機能を搭載することができる。（以下、券面に定期乗車券の情報（定期乗車券の有効期間に関わらず）が印字されたnimocaカードを「IC定期乗車券」という。）
3.搭載できる定期乗車券の種類、利用方法等については、nimoca交通事業者の旅客営業規則等の定めによる。
4.nimocaおよびスター nimocaには、小児用ならびに障害者用のカードも発行する。発売方法、条件等については別に定める。
5.nimocaカードに関する用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。
(1)「記名式nimoca」とは、nimocaカードのうち個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号（以下「個人情報」という。）の情報がカードと当社のセンターシステムに記録され、券面に記名人の記載を行った、記名人本人の使用に供するnimocaカードをいい、以下に定めるものをいう。
ア　IC定期乗車券（持参人式IC定期乗車券を除く）
イ　定期乗車券を搭載したことがあるnimoca
ウ　小児用のnimoca
エ　スター nimoca
オ　クレジットnimoca
カ　デビットnimoca
キ　障害者用のnimoca
(2)「無記名式nimoca」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するnimocaカードをいう。

第４条（用語の意義）

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)「nimoca交通事業者」とは、別表第１号に規定する鉄道事業者およびバス事業者をいう。
(2)「nimoca加盟店」とは、nimoca電子マネー取扱規則に定める加盟店、およびnimocaポイントサービス規則に定める加盟店をいう。
(3)「SF」とは、専らnimoca交通事業者が定める旅客運賃の支払い、nimoca加盟店における電子マネー取引に充当する、nimocaカードに記録された金銭的価値をいう。
(4)「チャージ」とは、nimocaカードに入金すること、または保有するnimocaポイントをSFに交換することをいう。
(5)「nimocaポイント」とは、nimocaポイントサービス規則の規定に従って付与される、カードポイントおよびセンターポイントをいう。
(6)「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するnimocaカードの使用権の代価をいう。
(7)「クレジットnimoca等」とは、「クレジットnimoca」と「デビットnimoca」を総称するカードのことをいう。

第６条（使用方法および制限事項）

nimocaカードは、nimoca交通事業者における乗車券等としての使用またはnimoca加盟店において電子マネー取引ができる。
2.nimocaカードは、当社が認めたnimoca交通事業者またはnimoca加盟店においてnimocaカードを処理する機器（以下「所定の機器」という。）により使用しなければならない。
3.記名式nimocaは、当該記名式nimocaに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
4.前項にかかわらず、nimocaおよびスター nimocaのうち、以下に定める条件を全て満たすカードに限って、記名人以外による、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店における利用を認める。
(1)IC定期乗車券ではないこと。ただし、持参人式IC定期乗車券機能が搭載されたIC定期乗車券は除く。
(2)小児用カードではないこと
(3)障害者用カードではないこと
5.次の各号のいずれかに該当するときは、nimocaカードは所定の機器で使用できないことがある。
(1)nimocaカードの破損または所定の機器の故障もしくは天災等により、nimocaカードの内容の読取りが不能となったとき
(2)nimocaカードの使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき
6.偽造、変造その他不正に作成されたnimocaカードもしくはSFを使用することはできない。

第８条（使用者の同意）

使用者は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第９条（取扱箇所）

nimocaカードの取扱箇所は、当社またはnimoca交通事業者もしくはnimoca加盟店とする。

第１０条（制限または停止）

当社は以下の場合、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店におけるnimocaカードの取扱いを制限または停止をすることがある。
(1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりnimocaカードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
(2)コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社がnimocaカードの取扱いの中止を必要と判断した場合
2.本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第１２条（デポジット）

当社はnimocaカードを発売する際に、デポジットとしてnimocaカード１枚につき500円を収受する。
2.使用者がnimocaカードを返却したときは、第22条または第26条の定めにより、当社はデポジットを返却する。
3.デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。
（→第22条「紛失再発行」、第26条「nimocaカードの解約」）

第１３条（nimocaカードの失効）

カードの交換、使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合は失効することがある。
2.前項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式nimocaは失効する。
3.前各項により失効した場合、デポジットおよびnimocaカードに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

第２章 発　　売

第１６条（チャージ）

nimocaカードは、所定の機器によってチャージすることができる。

2.1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできない。

3.前各項にかかわらず別のICカードのSFによるチャージはできない。

第３章 効　　力

第２０条（改氏名によるnimocaカードの書き替え）

使用者が記名式nimocaに記録された氏名を改めた場合は、当該記名式nimocaは使用することができない。

2.前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書替えを請求しなければならない。

第２１条（無効となる場合）

nimocaカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジットおよびnimocaカードに記録されている一切の金銭的価値および乗車券等は返却しない。

(1)記名式nimocaを記名人以外の者が使用した場合（第6条第4項の定めによる使用を除く）

(2)券面表示事項が不明となった記名式nimocaを使用した場合

(3)使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した記名式nimocaを使用した場合

(4)券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合

(5)偽造、変造その他不正に作成されたnimocaカードもしくはSFを使用した場合

(6)使用者の故意または重大な過失によりnimocaカードが障害状態となったと認められる場合

(7)その他不正行為と認められる場合

第４章 再　発　行　・　交　　換

第２２条（紛失再発行）

無記名式nimocaの盗難または紛失等による再発行はできない。

2.記名式nimocaの記名人が当該記名式nimocaを紛失した場合で、別に定める申込書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した記名式nimocaの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行登録票」という。）を発行する。

(1)申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が記名式nimocaの記名人本人であることを証明できること

(2)記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

3.前項により使用停止措置を行った当該記名式nimocaは、次の各号の条件を満たす場合に限って、再発行登録票発行日の翌々日から14日以内に当該記名式nimoca裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式nimocaを再発行する。

(1)再発行を行うときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名式nimocaの記名人本人であることを証明できること

(2)使用者が前項により発行した再発行登録票を提出すること

4.前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式nimoca1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。

5.当該記名式nimocaの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

6.第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した記名式nimocaが発見された場合は、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名式nimocaとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。

第２３条（障害再発行）

nimocaカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申込書を提出し、かつ当該nimocaカードを呈示したときは、再発行登録票を発行し、その発行日の翌々日から14日以内に、当該nimocaカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のnimocaカードを再発行する。なお、再発行の際、当該nimocaカードは回収する。

2.前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、デポジット500円は返却しない。

(1)裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2)第21条第6号により無効となった場合
（→第21条「無効となる場合」）

第２４条（nimocaカードの交換）

当社またはnimoca交通事業者もしくはnimoca加盟店の都合により、使用者が使用しているnimocaカードを、当該nimocaカード表面とは異なるデザインのnimocaカード、および当該nimocaカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のnimocaカードに予告なく交換することがある。

第２５条（免責事項）

nimocaカードの再発行または交換により、表面のデザインおよび裏面に刻印されたものと異なるカード番号のnimocaカードを発行したことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

2.記名式nimocaを紛失し、または盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約やSFの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

第５章 解　　約

第２６条（nimocaカードの解約）

使用者は、nimocaカードの返却を条件に、SF残額の払いもどしを請求することができる。この場合、使用者は、手数料としてnimocaカード1枚につき220円（SF残額に10円未満の端数があるときは、SF残額を10円単位に切り上げる。また、残額が220円未満のときはその残額の同額を手数料とする。）を支払うものとする。

2.前項の規定によりnimocaカードの解約が請求された場合、当社は、無記名式nimocaにあっては持参人に払いもどしを行い、記名式nimocaにあっては、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。

3.当該カードに有効期間開始前または有効期間内の定期乗車券の情報を有している場合は、当該定期乗車券発行事業者の定めに従って当該定期乗車券の払いもどしを行う。

4.前各項の規定により払いもどしを行う場合、あわせてデポジットを返却する。

【別表】

第１号　nimoca交通事業者

・西日本鉄道株式会社・西鉄バス北九州株式会社・西鉄バス佐賀株式会社・西鉄バス久留米株式会社・西鉄バス筑豊株式会社・西鉄バス大牟田

株式会社･西鉄バス宗像株式会社･西鉄バス二日市株式会社･日田バス株式会社･昭和自動車株式会社･大分交通株式会社･大分バス株式会社･亀の井バス株式会社・JR九州バス株式会社・熊本市交通局・筑豊電気鉄道株式会社・宮崎交通株式会社・佐賀市交通局・函館市企業局・函館バス株式会社・祐徳自動車株式会社・松浦鉄道株式会社・長崎電気軌道株式会社・九州急行バス株式会社・長崎県交通局・西肥自動車株式会社・させぼバス株式会社・サンデン交通株式会社・北九州市交通局・堀川バス株式会社

（TK057401・20241001）

クレジットnimoca等特約

第１章 総　　則

第１条（目的）

この特約は、株式会社ニモカ（以下、「当社」という。）が、クレジットnimoca等（以下、「本カード」という。）の会員に対して提供するサービスの内容と、そのサービスを受けるための条件を定めることを目的とする。

第２条（適用範囲）

この特約は、nimoca取扱規則、nimoca電子マネー取扱規則、nimocaポイントサービス規則、およびnimoca交通事業者が定める旅客営業規則等に対する特約であり、これらと異なる条項についてはこの特約を優先することとする。

2.本カードのnimocaカードとしての機能を利用する場合には、nimoca取扱規則による記名式nimocaとして取り扱う。

3.この特約に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

第３条（用語の意義）

この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「会員」とは、この特約を承認のうえ、所定の会員登録手続きを行い、本カードの発行を受けた者をいう。

(2)「クレジットnimoca」とは、この特約および提携クレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約にもとづいて発行される、会員の利用に供するnimocaカードをいう。

(3)「デビットnimoca」とは、この特約および提携クレジットカード会社が定めるデビットカード会員規約にもとづいて発行される、会員の利用に供するnimocaカードをいう。

(4)「クレジットnimoca等」とは、「クレジットnimoca」と「デビットnimoca」を総称するカードをいう。

(5)「スターnimoca」とは、スターnimoca特約の定めに従って発行されるnimocaカードをいう。

(6)「nimoca」とは、会員登録手続きを行っていない者の利用に供するnimocaカードをいう。

第４条（カードの所有権）

本カードの所有権は当社および提携クレジットカード会社等のカード発行事業者に帰属する。

第５条（入会申込）

入会を希望する場合は、提携クレジットカード会社所定の申込用紙に必要事項を申込本人が記入のうえ、入会を申し込むものとする。

2.当社および提携クレジットカード会社が入会を認めた場合には、本カードを発行する。それをもって申込者は会員資格を得るものとする。

3.入会時に記入した会員の氏名、住所その他の事項に変更が生じたときは、提携クレジットカード会社に連絡することとする。

4.本カードは会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、質入れその他担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできない。

第６条（デポジット）

本カードについては、nimoca取扱規則の第12条（デポジット）、第15条（発売額）、第22条（紛失再発行）、第23条（障害再発行）、第26条（nimocaカードの解約）のデポジットに関する定めは適用しないものとする。

第７条（有効期限･利用制限）

本カードの有効期限は、本カードに搭載されているクレジットカード、またはデビットカードの有効期限と同一とする。

2.本カードの有効期限を超えてnimocaカードとしての機能を使用することはできない。

3.小児運賃を適用する乗車券等としての機能は本カードで使用することはできない。

4.障害者運賃を適用する乗車券等としての機能は本カードで使用することはできない。

第８条（会員特典）

会員は、nimocaポイントサービス規則に定めるnimoca加盟店において本カードを利用することにより、nimocaポイントサービス規則の定めに従ってnimocaポイントの付与および各種サービスを受けることができる。

2.会員は、第２章に定めるオートチャージサービスの提供を申し出ることにより、当該サービスを受けることができる。

（→第２章「オートチャージサービス」）

3.会員は、第３章に定めるクイックチャージサービスを受けることができる。

（→第３章「クイックチャージサービス」）

第９条（クレジットポイント）

当社は、会員に対しクレジットnimoca等のクレジット機能およびデビット機能による商品、役務等の購入金額（以下、「クレジット等利用代金」という。）に応じて当社所定のnimocaポイント（以下、「クレジットポイント」という。）を付与する。ただし、別表第１号に定めるカードについては、提携クレジットカード会社等所定のポイントを付与する。

2.クレジットポイントは、nimocaポイントサービス規則に定めるセンターポイントとして蓄積される。

3.クレジットポイントは、提携クレジットカード会社所定の方法により締め切られたクレジット等利用代金の合計額に、当社所定の率を乗じて計算する。

4.商品、役務等の購入取消し等により、会員のクレジット等利用代金の全部、または一部が取り消された場合、当該取消し額に応じたクレジットポイントは当社所定の方法により取り消されるものとする。

第１０条（カードの再発行）

本カードを紛失し、または盗難にあった場合、およびカード内のICチップ等に障害が発生し、nimocaカードとしての機能が使用できなくなった場合は、nimoca取扱規則第22条および第23条の取扱いを準用し再発行の取扱いを行う。この場合、当該カードの発行元である提携クレジットカード会社へのカード使用停止、およびカードの再発行の依頼は、別途会員本人が行うこととする。

2.再発行登録票の交付を受けた後、再発行の取扱いを受けるには、事前にクレジットカード会社より送付された新カードを、カードが届いた日から14日以内に窓口に持参することとする。

3.当該カードに有効期間開始前または有効期間内の定期乗車券の情報を有している場合は次のとおりの取扱いとする。

(1)当社所定の窓口へ再発行の申し出を行って再発行登録票の交付を受けた翌々日以降、当該定期乗車券が発行可能な窓口へ再発行登録票を提示し、当該定期乗車券に代わる定期券代用証の発行を受ける。

(2)新たなカードが送付されるまでの間､当該定期券代用証と再発行登録票の２点により乗車する。ただし､障害再発行の取扱い時において、裏面の定期券面印字が鮮明である場合は、当該カードと再発行登録票の２点を係員に提示することにより乗車することとする。

(3)新たなカードが送付された後、当社所定の窓口に新たに送付されたカードと再発行登録票、および定期券代用証を提示し、再発行の取扱いを受け、定期券代用証を返却する。

(4)定期券代用証が紛失、盗難、毀損等により使用不可能な状態になっても、再交付は行わない。

4. 会員は本条における再発行の取扱いにおいて、当社が請求する再発行手数料とは別に、提携クレジットカード会社の定めに従ってクレジットカード再発行手数料を提携クレジットカード会社へ支払うものとする。

第１１条（無効となる場合）

次の各号に該当する場合、本カードを無効とする。また、提携クレジットカード会社はクレジットカード等会員資格の喪失の処置をとる。

(1)nimoca取扱規則第21条に該当した場合

(2)この特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

（→nimoca取扱規則　第21条「無効となる場合」）

第１２条（カードの解約）

本カードの解約については、nimoca取扱規則第26条の取扱いを準用する。

2. 前項による取扱いを行った以降は、本カードに搭載されているクレジットカード等の会員資格が喪失されるものとする。
3. 本カードの解約については、当社は当該カードの回収は行わない。

（→nimoca取扱規則　第26条「nimocaカードの解約」）

第１３条（解約の特殊取扱い）

第10条に定める場合で、諸般の事情によりカードの再発行がなされなかった場合、会員の申し出により、そのカードのSF残額等について、会員が指定する口座への振込み、または当社が指定する方法により、払いもどしに要する手数料および振込手数料を差し引いた金額を返金する。

2. 振込み、または当社が指定する方法による返金ができなかった場合、そのSF残額等は失効することとする。

（→第10条「カードの再発行」）

第１４条（スターnimocaへの変更）

本カードをスター nimocaに変更できるものとする。

2. 会員が所定の窓口でスター nimocaへの変更を申し出た時点で、スター nimoca特約を承認し、所定の申込手続きを行ったものとする。
3. 当社は、会員が公的証明書等の呈示により、会員本人であることを証明した時に限ってスター nimocaへの変更を行う。なお、この際、スター nimocaのデポジットを収受する。
4. 前各項による取扱いを行った以降は、本カードに搭載されているクレジットカードの会員資格が喪失されるものとする。

第１５条（更新カード発行時の取扱い）

提携クレジットカード会社の定めにより新しい有効期限のカードが送付された場合、従前のカードの有効期限内に、当社所定の窓口へ従前のカードから新しいカードへのnimocaカード情報の移し替えを申し出なければならない。

第２章 オートチャージサービス

第１６条（オートチャージ）

「オートチャージ」とは、本カードにおけるSF残額があらかじめ設定した金額（以下、「オートチャージ実行判定金額」という。）以下の場合、当社が別に定めるオートチャージ機能を有する改札機、バス車載機等を利用する際に、本カードのクレジット機能およびデビット機能により、あらかじめ設定した金額（以下、「オートチャージ実行金額」という。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを「オートチャージサービス」という。

第１７条（利用方法等）

オートチャージ実行判定金額およびオートチャージ実行金額の新規設定、変更およびオートチャージサービスの利用停止を行う場合には、当社所定の窓口および機器により行うものとする。なお、オートチャージ実行判定金額およびオートチャージ実行金額は、10,000円を上限として1,000円単位で設定することとする。

第１８条（利用制限等）

次の各号の条件をすべて満たすときには、オートチャージサービスの提供を受けることができる。

(1)本カードに記録された、カードの有効期限が期限内であるとき

(2)本カードのSF残額が、オートチャージ実行判定金額以下であるとき

(3)当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージおよび第19条に定めるクイックチャージ（以下、オートチャージとクイックチャージを総称して「クレジットチャージ」という。）の累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのクレジットチャージの累計額が50,000円以下であるとき

（→第19条「クイックチャージ」）

2. 前項にかかわらず、提携クレジットカード会社が会員のカードによる利用代金の決済を承認しないときは、オートチャージできないことがある。
3. 第12条に該当する場合を除き、一旦実施したオートチャージの取消し、またはオートチャージによりチャージしたSFの払いもどしはできないものとする。

（→第12条「カードの解約」）

第３章 クイックチャージサービス

第１９条（クイックチャージ）

「クイックチャージ」とは、当社が別に定めるクイックチャージ機能を有する機器において、本カードのクレジット機能およびデビット機能により、会員が選択した金額（以下、「クイックチャージ実行金額」という。）をチャージすることをいい、それにより提供されるサービスを「クイックチャージサービス」という。

第２０条（利用制限等）

次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージサービスの提供を受けることができる。

(1)本カードに記録された、カードの有効期限が期限内であるとき

(2)当該クイックチャージを行っても、当日のクレジットチャージの累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのクレジットチャージの累計額が50,000円以下であるとき

2. 前項にかかわらず、提携クレジットカード会社が会員のカードによる利用代金の決済を承認しないときは、クイックチャージできないことがある。
3. 第12条に該当する場合を除き、一旦実施したクイックチャージの取消し、またはクイックチャージによりチャージしたSFの払いもどしはできないものとする。

（→第12条「カードの解約」）

第４章 免 責

第２１条（免責事項）

提携クレジットカード会社の定めにかかわらず、本カードを紛失し、または盗難にあった場合等に、会員が本カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における本カードの解約やSFの使用、クレジットチャージ等で生じた会員の損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。

2. 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店は、運営上の都合や障害の発生等により、本特約に基づくサービスの提供を一時的に中断し、または休止する場合がある。この場合において、本カードが利用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。
3. 本カードのnimocaカードとしての機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。

第５章 会員情報

第２２条（会員情報の取得）

当社は、会員および入会申込者の個人情報（以下、「会員情報」という。）について以下の項目を取得する。

(1)申込み時に申込書に記入された氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス（申込み後に変更・追加された情報を含む）

(2)入会日、nimocaカード番号、クレジットカード等番号、有効期限等、nimocaカードのサービス提供に必要な情報

(3)nimocaカードのサービスに関する利用内容等、会員の取引に関する情報

2. 入会時に記入した会員の氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所等に変更が生じたときは、所定の変更手続きを行うこととする。

第２３条（会員情報の利用）

当社が取得する会員情報は、以下に示す目的の範囲内で利用するものとし、その範囲を超えた取扱いは行わない。

(1)nimocaポイントサービス、オートチャージサービスおよびクイックチャージサービス等の提供に使用するため

(2)当社のサービスおよびそれに関係するシステム等の開発に使用するため

(3)当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店からの営業案内に使用するため

(4)当社が認めた、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店以外からの案内等を当社から送付するため

2. 統計情報の基礎資料として利用する場合等、会員情報を、会員を特定できないように修正した上で使用する場合がある。
3. 前各項の利用目的の範囲内で、業務を外部委託するために、業者へ会員情報を預託することがある。その際は、個人情報を適切に取り扱う業者であることを確認し、預託後も個人情報が適切に取り扱われるよう適切な監督を行う。
4. 会員が第１項第３号および第４号に記載する営業案内等の中止を当社に申し出た場合は、所定の手続きによりこれを中止する。

第２４条（会員情報の取扱に関する不同意）

当社は、会員が入会に必要な事項の記載を希望しない場合、または会員情報の取扱について承諾できない場合は、入会を断ることや退会の手続きをとることがある。

2. 前条第４項に定める営業案内に対する中止の申し出によって、入会を断ることや退会の手続きをとることはない。

【別表】

第1号 クレジットカード会社等所定のポイントを付与するカード

・福岡銀行 Debit+ nimoca・ANA VISA nimoca

（TK057402・20241001）

---

nimocaポイントサービス規則

第１条（目的）

この規則は、株式会社ニモカ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「nimocaカード」という。）の保有者に対して、nimocaポイントサービス（以下「本サービス」という。）の内容および適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

第２条（適用範囲）

本サービスにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。

2. nimoca交通事業者における、nimocaカードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」という。）としての使用については、nimoca交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
3. nimoca加盟店における、商品・サービス等の決済手段としてのnimocaカードの使用については、nimoca電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
4. この規則が改定された場合、以後の本サービスにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
5. この規則に定めのない事項については、法令およびnimoca取扱規則等の定めるところによる。

第３条（用語の意義）

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「nimoca交通事業者」とは、nimoca取扱規則に定めるnimoca交通事業者をいう。

(2)「nimoca加盟店」とは、当社と、旅客運賃に対するポイントサービスを除く本サービスの提供に関する加盟店契約を締結し、nimocaカードの利用により利用者に本サービスを提供する者をいう。

(3)「nimocaポイント」とは、この規則の規定にしたがって付与される、カードポイントおよびセンターポイントをいう。

(4)「カードポイント」とは、nimocaポイントのうち、nimocaカード内に記録、蓄積されるものをいい、nimocaカード利用時に付与される。

(5)「センターポイント」とは、nimocaポイントのうち、当社が管理するnimocaポイントセンターに記録、蓄積されるものをいい、nimocaカード利用時の翌日以降に付与される。

(6)「クレジットnimoca等」とは、nimoca取扱規則第３条（nimocaカードの種類）およびクレジットnimoca特約第３条（用語の定義）に定める「クレジットnimoca」および「デビットnimoca」を総称するカードのことをいう。

第４条（nimocaポイントの付与）

nimoca交通事業者におけるnimocaカードの利用により、nimoca交通事業者所定の基準に従ってnimocaポイントが付与され、カードポイントとして蓄積される。

2. nimoca加盟店におけるスターnimocaまたはクレジットnimoca等の利用により、nimoca加盟店所定の基準に従ってnimocaポイントが付与され、センターポイントとして蓄積される。
3. 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店が実施する施策等により一定の条件のもとでnimocaポイントが付与され、センターポイントとして蓄積される。
4. 当社とポイント交換の提携を行う会社で付与されたポイントは、nimocaポイントに交換でき、センターポイントとして蓄積される。
5. 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店は、nimocaポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。

第５条（nimocaポイントの効力）

nimocaポイントは、nimocaカード内またはnimocaポイントセンターに記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とする。

2. nimocaポイントの有効期限は、ポイント付与日の翌年の12月末日とする。有効期限を過ぎたnimocaポイントは自動的に失効する。
3. nimoca取扱規則第21条に定める事由に該当した場合、新たに付与されるnimocaポイント、およびそれまでに付与された累計nimocaポイントは全て無効とする。
4. nimoca取扱規則第26条にもとづきnimocaカードを解約する場合、解約する時点で有効となっていないnimocaポイント、およびそれま

でに付与された累計nimocaポイントは当該カードの解約と同時に消滅するものとする。
5. 偽造、変造その他不正に作成されたnimocaポイントを使用することはできない。
（→nimoca取扱規則　第21条「無効となる場合」 第26条「nimocaカードの解約」）

第６条（nimocaポイントの確認）

nimocaポイントの残高は、所定の機器により確認することができる。
2. nimocaポイントの付与履歴は、nimoca取扱規則第18条の規定を準用して確認することができる。
（→nimoca取扱規則　第18条「カード利用履歴の確認」）

第７条（nimocaポイントの引継ぎ）

nimocaカードの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、nimocaポイント残高は新たなnimocaカードへ引継げるものとする。

第８条（nimocaポイントの交換）

nimocaポイントは、所定の方法により別表第１号に定める特典に交換することができる。
2. nimocaポイントを特典に交換する場合は、１ポイント単位で交換することができる。
3. nimocaポイントは、以下の順序で特典に交換されるものとする。
(1) 前年に付与されたセンターポイント残高
(2) 前年に付与されたカードポイント残高
(3) 当年に付与されたセンターポイント残高
(4) 当年に付与されたカードポイント残高
4. 前項にかかわらず、センターポイント残高を特典に交換することができない機器においては、以下の順序で特典に交換されるものとする。
(1) 前年に付与されたカードポイント残高
(2) 当年に付与されたカードポイント残高
5. nimocaポイントは現金と交換することはできない。
6. 複数のカードのnimocaポイントを合算すること、およびnimocaポイントを他のポイントまたはそれに準じるものと合算することはできない。
7. nimocaポイントを他の利用者へ譲渡することはできない。
8. 第１項にかかわらず、カードポイント残高を別表第２号に定める特典に交換することはできない。
9. 第３項にかかわらず、別表第２号に定める特典への交換は以下の順序で行われるものとする。
(1) 前年に付与されたセンターポイント残高
(2) 当年に付与されたセンターポイント残高

第９条（特典の取扱い）

一旦特典に交換したnimocaポイントは、再びnimocaポイントへ交換することはできない。
2. 特典への交換に関しては、利用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用する。
3. 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがある。
4. 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負わない。また、利用者が利用しなかった特典の保障に関して、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。
5. 特典交換後の取扱いについては、当該特典の利用条件（規約等）に従うものとする。

第１０条（返品・払いもどし時の処理）

利用者が、nimoca加盟店において商品の購入時・サービス等の申込時にnimocaポイント付与の対象となった商品・サービス等の返品・払いもどし等を請求する場合は、当該nimocaポイントが付与されたnimocaカード、および当該商品等に係るレシート一式を提示しなければならない。この際、nimocaポイント残高のうちセンターポイント残高から返品・払いもどし相当額のセンターポイントを差し引く。
2. センターポイント残高が返品・払いもどし相当額のポイントに満たない場合、センターポイントの残高をマイナスとして処理する場合がある。

第１１条（ポイントの訂正）

当社は、次の場合に、利用者が保有するnimocaポイントを訂正することができるものとする。
(1) 利用者が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正にnimocaポイントを入手した場合
(2) 利用者が、本規則または別に定めた各種規則に違反した場合
(3) 当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店が、錯誤によりポイントを付与した場合
(4) 第４条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合
(5) その他、当社がnimocaポイントを訂正することが適切であると判断した場合

第１２条（制限または停止）

当社は以下の場合、全てまたは一部のnimoca交通事業者、nimoca加盟店におけるnimocaカードの取扱いを制限または停止をすることがある。
(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりnimocaカードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社がnimocaカードの取扱いの中止を必要と判断した場合
2. 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。

第１３条（免責事項）

記名式nimocaを紛失し、または盗難にあった場合等に、利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約やnimocaポイントの交換等で生じた利用者の損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。
2. 改札機等の機器障害や輸送障害、または運営上の都合により、やむを得ずnimocaカードが利用できないことによって、当該利用に対するnimocaポイントの付与ができない場合であっても、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。
3. その他、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社、nimoca交通事業者およびnimoca加盟店はその責めを負わない。

第１４条（規則の追加、変更）

当社はこの規則を変更することができるものとする。
2. この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとする。当該告知後、利用者が本サービスの提供を受けたときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

【別表】

第１号　nimocaポイントと交換することができる特典

・nimocaカードのSF
（当該nimocaポイントが記録されているnimocaカードのSFに限る）
（SFへの金額換算率　１ポイント＝１円）
・JMBnimocaのJMBマイル

（当該センターポイントが記録されているJMBnimocaのJMBマイルに限る）
（センターポイントのJMBマイルへの交換率　2ポイント＝1マイル）
・ANA VISA nimocaのANAマイルサービスマイル
（当該センターポイントが記録されているANA VISA nimocaのANAマイルに限る）
（センターポイントのANAマイルへの交換率　10ポイント＝7マイル）

第2号　カードポイントを交換することができない特典

・JMBnimocaのJMBマイル
・ANA VISA nimocaのANAマイレージサービスマイル

（TK057403・20241001）

株式会社ニモカ　個人情報の取り扱いに関する重要事項

株式会社ニモカ（以下「当社」といいます。）は、クレジットnimoca会員（入会申込者を含み、以下「会員等」といいます。）の個人情報について、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱います。入会を申し込まれる際は、それらの事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1.取得する個人情報について

当社は、会員等の個人情報について以下の項目を取得します。
(1)クレジットnimocaの申し込み時に申込書に記入された氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス（申し込みをされた後に変更・追加された情報を含みます。）
(2)入会日、カード番号、有効期限等、カードおよびサービスの管理・運営に必要な情報
(3)カード利用内容等、会員等の取引に関する情報

2.利用目的について

当社が取得利用する会員等の個人情報は、以下に示す目的の範囲内で利用するものとし、その範囲を超えた取り扱いはいたしません。
(1)購入・変更・解約・再発行等の申込内容を確認するため
(2)当社から会員等に連絡する必要がある場合の連絡先を確認するため
(3)nimocaポイントサービスおよびオートチャージサービス等の提供に使用するため
(4)当社のサービスおよびそれに関係するシステム等の開発に使用するため
(5)当社およびnimocaに加盟する事業者からの営業案内に使用するため
(6)当社が認めた、nimocaに加盟していない事業者からの案内等に使用するため
※統計情報の基礎資料として利用する場合等、ご提供いただいた個人情報を、会員等を特定できないように修正したうえで使用させていただく場合があります。
※上記利用目的の範囲内で、業務を外部委託するために、業者へ個人情報を預託することがあります。その際は、個人情報を適切に取り扱う業者であることを確認し、預託後も個人情報が適切に取り扱われるよう適切な監督を行います。
※会員等が(5)および(6)に記載する営業案内等の中止を当社に申し出た場合は、所定の手続きによりこれを中止します。

3.個人情報の共同利用について

当社は、より付加価値の高いサービスを提供するため、nimocaに加盟する事業者（当社が要求する個人情報の保護・管理に関する万全の措置をとり、それを遵守する旨の覚書を当社と締結した者に限ります。）と会員等の個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては以下のとおりです。

◆共同利用する個人情報の項目
(1)クレジットnimocaの申し込み時に申込書に記入された氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス（申し込みをされた後に変更・追加された情報を含みます。）
(2)入会日、カード番号、有効期限等、カードおよびサービスの管理・運営に必要な情報
(3)カード利用内容等、会員等の取引に関する情報

◆共同利用の目的
(1)共同利用者の事業に関する商品・サービスおよびこれらを提供するシステム等の開発に使用するため
(2)共同利用者から会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認を行うため
(3)共同利用者が営む事業に関する営業案内に使用するため
※統計情報の基礎資料として利用する場合等、会員等を特定できないように修正したうえで使用させていただく場合があります。
※上記利用目的の範囲内で、業務を外部委託するために、業者へ個人情報を預託することがあります。その際は、個人情報を適切に取り扱う業者であることを確認し、預託後も個人情報が適切に取り扱われるよう適切な監督を行います。
※会員等が(3)に記載する営業案内の中止を当社に申し出た場合は、所定の手続きによりこれを中止します。

◆共同利用者
(1)当社
(2)nimocaに加盟する事業者のうち、当社が要求する個人情報の保護・管理に関する万全の措置をとり、それを遵守する旨の覚書を当社と締結した者（詳細は「nimocaホームページ（http://www.nimoca.jp）」にて公表いたします。）
※個人情報の共同利用について、当社は、覚書締結後も定期的に当該措置の遵守状況について確認・監査し、問題がある場合はいつでも共同利用を休止・解除いたします。

◆共同利用の管理責任者
株式会社ニモカ（当社）

4.個人情報の開示・訂正等について

会員等の個人情報についての開示、訂正、利用停止、削除等のご請求やお問い合わせは、下記窓口にて承っております。お問い合わせいただいた際は、適正に対応させていただきます。なお、これらの情報の一部または全部を利用停止または消去した場合、上記利用目的に沿ったサービスの提供ができなくなる場合がございます。

［個人情報についてのお問い合わせ先］

株式会社ニモカ　お客様窓口　TEL.092-739-8711（受付時間：平日10:00AM ～ 6:00PM）
〒810-0001　福岡市中央区天神一丁目11番17号　福岡ビル7階

（TK057404・20160629）